

令和 6 年度
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
施行状況評価会議（流通・第 1 回）議事要旨

1. 日 時

令和 6 年 10 月 18 日（金）16:00～18:30

2. 場 所

オンライン会議（事務局：環境省及び株式会社プレック研究所会議室）

3. 出席者（敬称略）

（検討委員）

生貝 直人	一橋大学大学院 法学研究科 ビジネスロー専攻	教授
石井 信夫	東京女子大学	名誉教授
金子 与止男	元岩手県立大学 総合政策学部	教授
寺田 佐恵子	大阪公立大学 農学研究科 緑地環境科学専攻	助教
西野 亮子	WWF ジャパン 野生生物グループ長、TRAFFIC プログラムオフィサー	
野田 英樹	帝京科学大学 生命環境学部 アニマルサイエンス学科	准教授
三輪 恭嗣	日本エキゾチック動物医療センター 院長、日本獣医エキゾチック動物学会	会長

（環境省）

中澤野生生物課課長、奥田野生生物課総括課長補佐、田邊野生生物課課長補佐、北橋野生生物課専門官、城戸野生生物課専門官、野田野生生物課係員

（経済産業省）

岡崎生活製品課総括課長補佐、井出生活製品課課長補佐、渡邊生活製品課係長、角谷生活製品課係員

（事務局（株式会社プレック研究所））

橋口、村田、望月、佐々木、神谷

4. 議事概要

1. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の流通管理に関する施行状況 評価会議の進め方について

環境省から資料 1-1、1-2、1-3 に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の流通管理に関する施行状況評価会議の設置と検討の進め方について説明（環境省田邊）。

2. 種の保存法に基づく各規定の施行状況と課題について

環境省から資料 2、3、4、5 に基づき、種の保存法に基づく各規定の施行状況と課題について説明（環境省田邊）。

（意見及び質問）

生貝委員

- ・ プラットフォームの「位置付け」「役割」「責務」を明確化する必要がある。法律で細部まで決定することは難しいため、二つのアプローチを組み合わせるべきである。一つ目はソフトロー的アプローチであり、ボランティアな協力体制に頼るべきである。そのため、ソフトローなどでボランティアな協力内容を文章化し、WWF のような協議体を参考にしながら、プラットフォーム側の協力を促すインセンティブを設計することが重要である。二つ目は制度的アプローチであり、ボランティアな協力を制度によって枠付け、ハードローとソフトローを組み合わせた総合的な枠組みを構築することが必要である。また、現在進行中の政策議論との連携が重要である。現在進行中である有名人偽広告や投資詐欺広告などの問題に対するオンライン広告の監視体制強化についても議論が進められている。広告を仲介するプラットフォーム側の対応については、意見交換をしながら進めることが重要である。
- ＞意見交換会や有識者会合で得られた法令の進捗状況を注視し、種の保存法で整備せずとも他の法令でカバーできる部分については情報を収集しながら法整備のあり方を検討する方針である。人権に直接関わる芸能人の権利については、法整備は進むと考えられるが、生物多様性や絶滅危惧種の保全に関する法整備は長期的な課題であり、引き続き意見を求めている（環境省田邊）。

石井委員

一点目の確認事項として、特定第二種については販売頒布目的の捕獲は禁止されているため、広告や陳列も禁止されており、オンライン上に特定第二種が出現することはないとの認識でよい。二点目、特定第二種にタガメが指定されているが、タガメは外国にも生息している。ワシントン条約等の規制に該当しないタガメを海外で捕獲・輸入し、外国産表記としてオンライン上で取引広告を出すことは可能であるのか。

- ＞一点目に関して、指摘の通り実際に販売目的での広告・陳列も規制の対象になっている。
- ゆえにオンライン上に掲載されている場合は違法である。しかし、一部の EC サイトでは、譲渡をメインとするサイトがあるため、「販売頒布を行う気はなかった」という口実で出品されているグレーゾーンの取引も発生する可能性がある。
- 二点目に関して、同じ学名の種の場合は、海外産・国内産を問わず国内のプラットフォームで陳列広告をすることは違法であり、規制の対象である。しかし、多くの生物は国内産と海外産は亜種や別種として分かれており、あくまでも全く同じ学名の場合の適用である（環境省田邊）。
- ・ 登録数に関して、スローロリスとコツメカワウソは CITES 登録施設がないため合法的な海外からの輸入は不可能であり、登録数の増加は未登録個体の新規登録か国内繁殖個体によるものと考えられ、そのルーツの解明が重要である。ヨウムは CITES 登録施設からの合法的輸入と国内繁殖の両方の可能性があり、両者をチェックすることで新たな問題の発見に繋がる可能性がある。
- ＞生体については、動物愛護管理法によって哺乳類、鳥類、爬虫類はオンラインのみでの個人販売が不可能であり、プラットフォームと意見交換をする際にも福祉については重要視しているとの印象を感じている。他方で製品（国際希少野生動植物種の器官を原料としたもの）の場合、市場トレンドの把握は困難である。しかしながら、伝統的・文化的な背景で使われていた製品が、遺品整理等で出品される事例があるため、生体と製品を区別してトレンドを把握していく。特に文化的な背景を持つ製品については、規制以前からの使用や伝統の継承などに関して業界からの意見も頂いているため、そこを踏まえて業界との対話を進める方針である（環境省田邊）。
- ・ 前回法改正に基づく象牙全形牙の放射性炭素年代測定については、密輸抑止効果はほとんど認められず、測定費用が高価であることによって登録を諦めるケースが増え、結果的に違法に象牙が流通するリスクが高まる懸念がある。この制度自体がゾウの保全に寄与しているか疑問があり、むしろ違法取引を助長する可能性があるため、影響の適切な評価が必要である。

金子委員

- ・ オニソテツやヨウム、アジアアロワナ等の登録件数が増加している種について、その原因となるソースの把握が重要である。例えば人工繁殖個体なのか否かなど、由来が分かれば効果的な監視のターゲットが明確になる。関係者あるいはプラットフォームと協力して規制を厳しくすることは当然であるが、特定のターゲットに対する念入りな調査も有効な手法である。
- ＞ご指摘の通り、トレンドの把握とプラットフォームとの情報共有による監視強化の必要性を認識しており、ワシントン条約附属書 I の掲載種については、ワシントン条約の登録施設がない限り合法的に輸入が出来ないため、輸入量と流通量を考慮しながらトレ

ドを把握していく（環境省田邊）。

- ・ マイクロチップについて、全体的な方向性として環境省の考えていることは妥当である。特に動物福祉の観点から例外規定は必要であり、マニュアルやガイドラインの作成が必要である。ただし、カメレオンやヤモリ仲間でマイクロチップを挿入することが出来るのかは大きな課題となるのではないか。
 - ・ 象牙について、我々の中長期的な目標は、アフリカでのゾウの密猟を防ぐということが目標であるが、この放射性炭素年代測定による象牙の登録が、ゾウの密猟防止にどのように結びついているのか理解できない。国際的な懸念や情勢を踏まえて導入しているということだが、ゾウの密猟は永遠になくなることはない。現在の放射性炭素年代測定は、ワシントン条約で定められている以上のことを行っているという認識でいた方が良い。
- ＞ご指摘の通り CITES では国際取引が基本的には規制されていて、国内の種の保存法では、ワシントン条約以上に取り組んでいるという認識でいる（環境省奥田）。
- ・ 法律を厳しくすることによって、違法行為が地下に潜り、違法行為を触発する可能性がある。例として、アメリカの禁酒法やスポーツ賭博が挙げられ、厳しい規制が逆効果になる恐れがある。この種の保存法に関しても、一律の規制ではなく、ケースバイケースの対応が求められる。

寺田委員

- ・ 種の保存法の中で、法制度自体の改正が必要な部分と、運用の改善が必要な部分とを分けて説明し、国民にもその視点を持ってもらうことが重要である。法整備を強化するだけでなく、運用の改善が伴わなければ意味がない。
 - ・ オンラインプラットフォームや X (旧 Twitter) で違法出品を発見した際、直接出品者を公の場で非難するのではなく、適切な場所に速やかに情報を届ける仕組みが必要である。その際、効率的な情報伝達のためのフォーマット整備も必要である。
 - ・ 法律や規制を理解することは可能だが、オンラインの販売状況を常に把握するのは困難である。オンライントレードの改善には、様々な分野の専門知識が必要であり、幅広い分野の専門家や業者からの情報を活用することが重要である。
 - ・ 象牙の登録制度の評価という意味では、登録本数の増加等、評価基準の妥当性に疑問がある。放射性炭素年代測定は技術的に有用であり、高額な費用にもかかわらず利用されている点で一定の意義があると評価できる。しかし、放射性炭素年代測定の導入以降は登録本数が激減しているため、規制強化による登録回避や違法取引への移行の可能性も懸念される。適切な評価に向け、種の保存法に基づく象牙関連の摘発件数の推移なども考慮すべき。国際的な取引についての懸念として、過去に合法輸入した象牙を大量に持っている我が国から、海外流出（ロンダリング）するリスクも考慮すべき。
- ＞税関での差し止め情報の追跡や、ワシントン条約関連情報について経済産業省と連携して情報収集を進めて行く（環境省田邊）。

＞先ほどの議論のまとめ、補足として、放射性炭素年代測定制度の導入による違法輸出防止への貢献可能性を認めつつ、制度導入による負の効果（高額な費用による登録放棄など）については、しっかりとモニタリングする必要性がある点を指摘しておく（寺田）。

- ・ 付属書 I に該当する交雑種が国内で販売されている場合、それが適切な許可書を得て輸入されたものであれば、種の保存法の対象外となるため、販売は合法である。しかし、その販売個体について適切な輸入手続きがなされているか疑義が生じ、捜査が開始された結果、当該個体の輸入が外為法違反であることが判明した場合、国内での販売を端緒として、外為法や関税法で処罰される可能性があるという認識で良いか。

また、CITES は輸出時点での確認が重要であり、希少種の不正輸出を防止するためにも、交雑種もリスティングに含める必要があるだろう。ただし、国際条約と国内法を完全に一致させることには必ずしも意味がない場合もある。

＞その認識で良い。一般の人々がワシントン条約や種の保存法の制度を知らない可能性があり、販売事業者が違法な行為を行うリスクがある。また、故意にハイブリッドを作り、種の保存法を回避する悪質な行為が懸念される。どのような規制が妥当かを慎重に検討する必要があり、CITES と国内法の違いを認識することが重要である（環境省田邊）。

西野委員

- ・ プラットフォーマーの役割という観点では、EU 等の国際的な動向として、プラットフォーム側に「責任」、「役割」を一定程度規制として設けている。日本への適用可能性は分からないが、プラットフォームを提供するという立場として、プラットフォームの役割が法的に整理され、出品者と消費者の安心安全な関係が形成されることを望んでいる。出品者と消費者に関しても、法律を今以上に理解する必要があると思うため、そういった部分は、NGO として協力をしていく所存である。
- ・ 野生生物の違法取引を削減するために NGO が設立した Coalition という活動がある。この連合体では、オンライン関連する参加企業が違反広告の削除や普及啓発に取り組み、隠語やキーワードのリストを NGO や企業同士で共有している。情報収集のリソース不足が課題であり、市民参画による解決を検討している。
- ・ 日本では、動物愛護管理法により哺乳類や鳥類、爬虫類のオンライン販売が禁止されているが、海外では依然として生体販売や広告が行われている。これは国際的に見てもユニークな取り組みだと言えよう。国際的に問題視される製品（トラの毛皮、サイの角、象牙、センザンコウの鱗）は日本で需要が比較的低いことから、日本特有のトレンドを把握した上で、それに向けた適切な措置を講じる必要がある。
- ・ マイクロチップに関しての技術的な意見はないものの希少種の流通管理という観点では、その個体が誰の所有物であるかを明確にする必要がある。特に最近ではペットの脱走等もニュースで取り上げられているため、個体の識別・管理は非常に重要な課題である。
- ・ 象牙の登録制度については、厳格化による合法性の担保は一定の評価ができる。しかし、

コスト面から登録を断念した場合もあると思うため、事業者としての登録であるのか、個人としての登録であるのか、登録を諦めた後の象牙の行方などの具体的な数字や状況を踏まえた評価を引き続き行う必要がある。また、日本の象牙市場の動向や国際情勢を踏まえた国内の象牙市場の立ち位置を今後も評価していくことが期待される。

- ＞象牙事案についてのご指摘の懸念事項について、今後も色々と分析が必要な点があるため、経済産業省と協力して対応していきたい。制度の評価についても立場によって異なる見方があり得ると認識しており、引き続き意見交換していきたい（環境省田邊）。
- ＞経済産業省では特別国際事業者に対して、象牙製品等の取引先や取引量・在庫量などの報告徴収を実施している。その上で、本日のご指摘も踏まえつつ、今後は国内取引の実態把握にさらに踏み込んだ調査を実施する方針であり、具体的な調査方針が固まり次第関係者に共有を図る予定である（経済産業省岡崎）。
- ・ 交雑種については、過去に違法輸入の口実として使用された事例がある。市場調査で確認された交雑種の存在が、逸出や（野外での）繁殖による国内の希少野生生物への悪影響を及ぼす可能性が懸念される。交雑種や国際希少野生動植物種を外来種問題として捉える場合、外来種問題を一律に規制するのではなく、種によって状況が異なるため種毎の個別検討が必要となるだろう。
- ・ この他に、国際的に課題となっている問題に注目すべきである。特にべっ甲、クマの胆、タツノオトシゴについては、日本国内での流通量が一定程度存在しており、これらの取引が適切に行われているか懸念がある。業界による自主的な監視は行われているものの、その実効性について評価が必要となる。また、これらの品目の取引や繁殖に関する規制については、種の保存法だけでなく、他の関連法令との連携を図りながら総合的に対応していく必要性があるだろう。

野田委員

- ・ プラットフォーマーによる違法取引対策は実施されているものの、次々と違法事例が確認されていることから、「いたちごっこ」の様相を呈している。この問題に対し、違法取引発見者が容易に情報提供することができる仕組みが必要である。また、そのような行為を呼びかける業界団体があると思われ、そのような業界団体主導による業界全体の健全化やクリーンさをアピールしていけるような取り組みの推進が期待される。
- ・ リクガメのブリーダーが直面する問題として、マイクロチップを挿入できる大きさまで育成する必要があるため、登録までに時間がかかることが挙げられる。その段階で不測の事態が飼育者に発生し飼育困難となる場合、登録票のない個体が発生する可能性がある。このような個体に対処するため、親と子が共にいる場合は、毎年子ガメの写真を提出することで仮登録が考えられる。これにより、第三者への譲渡を例外的に認める仕組みを整備し、動物福祉の観点からも適切な対応を可能にすべきである。
- 鳥の足輪に関して、クローズドリングに関しては、高齢な鳥には装着できない場合があ

るが、オープンリングに関しては装着することが出来る。オープンリングであるが、再利用不可能な製品もあるため、単に老齢であることを理由にクローズドリングを装着できない場合は再利用不可のオープンリングを使用することによって個体識別ができるのではない。

＞仮登録制度の重要性であるが、第三者譲渡後の写真記録の継続性や更新時（5年に1回）のその確認が問題となる可能性がある（環境省田邊）。

＞仮登録は有効期限を1年や2年の短い期間で良い。2年も経過すれば、マイクロチップを挿入できるサイズに成長すると考えられる（野田）。

- ・ 交雑種や外来種問題は、一律の規制は必要なく、それぞれの種に応じて決めればよい。外来種による生態系への影響は、交雑種か否かではなく、日本国内において国外種が逸出するという事実自体が問題である。野生個体の違法な捕獲による野外個体群への影響の有無が重要であり、国内で交雑個体が流通することが野生個体群に影響を与えないのであれば、規制強化の必要性は低い。ただし、交雑種を意図的に作り出すなどについての教育上の配慮など、様々な観点からケースバイケースの対応が必要となる。
- ・ 資料 1-2 によると、違法取引の摘発件数は少なく、この事実は現行の取り組みが一定の効果を上げていることを示すものではないか。そのため、合法的な流通や市場の育成を継続しつつ、違法なものを排除するという現状の方向性を指示する。過度な規制強化が健全な取引活動を阻害することがないように配慮すべきである。

三輪委員

- ・ 一般的飼育者の現状認識について、多くの飼い主はペットの出处を気にしない人が多く、その合法性に注意を払いつつ購入している人は殆どいないと考えられる。違法な取引と知りながら購入するケースは少なく、むしろ法改正後に違法性が判明したり、イベント等での衝動買いの後に問題が発覚したりするケースがあり得る。
- ・ マイクロチップに関しては、ある程度期限を決めれば、仮登録システムのような対応で良いと思う。しかし、小型種や成長不良により十分な大きさに達しない個体については、写真識別やペイント識別といった代替手法での対応が必要になる。その際、これらの代替手法を例外的な場合のみ認めるのか、全てのブリーダーで適用可能とするのかについて、明確な基準を設ける必要がある。

足輪に関して、オープンリングであっても、金属製の場合は一度装着すると取り外そうとすれば変形してしまい再利用が事実上不可能となることから、必ずしもクローズドリングにこだわる必要はない。

＞何らかの事情により飼いきれなくなった場合の登録以外の手法については、一定程度種の保存に資する目的であれば、譲渡許可申請による譲渡が可能な制度が既に存在する（環境省田邊）。

3. その他

環境省から今回のまとめと次回以降の進め方の概要説明等。

以上